

寒河江市建設工事請負契約約款等の一部を改正する約款をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市告示第15号

寒河江市建設工事請負契約約款等の一部を改正する約款

(寒河江市建設工事請負契約約款の一部改正)

第1条 寒河江市建設工事請負契約約款（令和4年市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第4項を次のように改める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第36条第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を

講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第37条第1項中「前条第5項」を「前条第6項」に改める。

第42条第1項中「第3項から第5項まで、第7項及び第8項」を「第4項及び第6項から第8項まで」に改める。

(寒河江市設計業務等委託契約約款の一部改正)

第2条 寒河江市設計業務等委託契約約款（令和4年市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第5項を次のように改める。

- 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前」を「第1」に、「5」を「6」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第33条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を

講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第34条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

(寒河江市業務委託契約約款の一部改正)

第3条 寒河江市業務委託契約約款（令和5年市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第5項を次のように改める。

- 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

附 則

この約款は、令和6年4月1日から施行する。